

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定  
する。

令和5年12月11日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市学校給食費の管理に関する条例(令和4年相模原市条例第12号)の一部  
を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和5年度における学校給食費の徴収の特例)

- 4 市長は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和6年1月1日から同年3月31日までの間に相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程に限る。)において実施される学校給食に係る学校給食費については、徴収しない。
- 5 前項の規定は、同項に規定する学校給食を受ける児童の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間において当該児童が受ける学校給食に係る学校給食費については、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

提案の理由

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、令和5年度における学校給食費の徴収の特例に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

## 相模原市学校給食費の管理に関する条例の改正の概要

### 1 改正の内容

令和5年度における学校給食費の徴収の特例に係る規定の追加(附則第4項及び第5項関係)

令和6年1月1日から同年3月31日までの間の相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程に限る。)における学校給食費(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による学校給食費に関する教育扶助を受けている世帯に属する児童に係る学校給食費を除く。)については、徴収しないこととするもの

### 2 施行期日

令和6年1月1日